

税金

住民税(町・都民税)・確定申告の申告はお早めに!

①町・都民税の申告

町・都民税の申告用紙は1月25日(月)発送
令和3年1月1日現在、町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。

用紙が届いた方 必要事項を記入、押印のうえ提出してください。収入がなかった場合は、申告用紙裏面の「収入のなかった方へ」の欄へ該当する事項を記入、押印して申告してください。

用紙が届かなかった方 役場税務課窓口
に用意してありますのでご利用ください。
※申告用紙は郵送でも受け付けます。
該当事項を記入し必要書類を添付し

て、税務課住民税係まで郵送ください。

期間 2月1日(月)～3月15日(月)(土・日・祝日を除く) 場所 税務課窓口

申告が必要な方

▼次ページフローチャートで申告の要否を確認してください

- ・給与所得のみ(退職者含む)で勤務先から町へ給与支払報告書が送付されない方
- ・その他の所得(次世代育成クーポン等)があり、確定申告の必要のない方
- ・収入が無くてなたの扶養にもなっていない方、他市に住んでいる方の扶養親族になつてゐる方

②確定申告(所得税の申告)

- ・年金収入が40万円以下で控除の追加のある方
- ・遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方
- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者は収入が無かつた場合でも必ず申告してください。

		申告会場			
		①青梅税務署	役場3階第1・2会議室 ②青梅税務署及び税理士会が行う出張相談	役場1階町民談話室 ③町職員による申告相談	
受付期間(土・日・祝日を除く)		2/16(火)～3/15(月) 午前8:30～午後4:00 (相談は午前9:00～午後5:00) ※土日、祝日除く	2月4日(木)～5日(金) ・午前9時30分～11時頃 ・午後1時～3時頃	2月16日(火)～3月15日(月) ・午前8時45分～11時 ・午後1時～4時 ※土日、祝日除く	
申告内容	所得関係	年金・給与所得	○	○	
		営業・農業などの事業所得(白色・青色)	○	○ 青色申告決算書または収支内訳書を作成済みの場合のみ	
		不動産所得(白色・青色)	○	○ 青色申告決算書または収支内訳書を作成済みの場合のみ	
	控除関係	医療費控除(セルフメディケーション税制含む)	○	○ ※医療費控除明細書作成済みの場合のみ	
		住宅借入金等特別控除	○	○	×
	その他	損失申告、譲渡所得(土地・建物・株式等)、過年分、消費税、相続税、贈与税の申告など	○	役場では受付できません。 青梅税務署で相談してください。	
作成済み確定申告の提出		○	×	○(上記期間内のみ)	



町職員による確定申告相談に関するお願い

確定申告の管轄は税務署です。役場での町職員による申告相談(上表③)は、臨時の窓口ですので、受付できる件数に限度があります。また、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受付ブースを昨年より1つ減らします。高齢の方や体の不自由な方の相談が優先できるように、なるべく「J」や青梅税務署(特に還付は1月中の申告がお勧めです)をご利用ください。

※日の出町役場の庁舎に入る際は、マスクを着用し、庁舎正面玄関で手の消毒とサーモカメラによる検温を行ってください。

▼相談会場に入る際にも、マスクを着用し、職員による検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められた場合は、入場をお断りさせていただきます。▼番号札は、相談の間中は午前8時から配布します。混雑具合により早めに受付を締め切ることもありますので、ご了承ください。

▼番号札の交付は1人につき1枚。1枚につき2名(本人含む)まで受付可能です。

▼代理人が相談を受ける場合は、身元確認書類が必要になります。

申告が必要かどうかを、フローチャートで確認しましょう！



日の出町
のりちゃん

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は令和2年12月31日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

